

1. 件名：「大飯発電所4号機の安全性向上評価届出に係る電子化について」
2. 日時：令和3年6月17日 16時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐※、佐藤総括係長
宮嶋安全審査官、宮本安全審査専門職

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネジャー 他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトにより自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

6. 資料

・法令改正を受けた申請・届出に係る電子化対応の活用について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。ではただいまより開発監査委員力のFSAR現申請に向けたヒアリングを開始したいと思います。それではか関西電力の方からご説明お願いいたします。
0:00:16	はい。当原子力事業本部の方からですね、フジイでございます関西電力の土岐でございます。よろしくお願いいたします。
0:00:25	本日の面談につきましては法令改正を受けた信じて、或いは届け出に係る電子化対応図ったりについてということで、御説明いたします。
0:00:38	関連することとしましては昨年の2月になりますけども、嵌合コピーの第1回の安全性向上評価届け出届出上の面談もさせていただきまして、そのたい
0:00:54	届け出今後増えてきますねということで、うまく利用者委員長さんです。いろいろまでですね、うまく処理を進められるようにということも含めてレンジ届け出とね。
0:01:11	昨今のデジタル化の動きも踏まえてスプロケットを活用したいということで、
0:01:17	円でございます。導体を提案いただければ、現法とるという答えもいただきまして、検討進めておりましたので、監事関連商社の10月にですね、継続的安全性向上の検討チームの第4回やったけども、
0:01:36	カ年提案を差し上げたところでございます。そういった状況を踏まえてですね、添付を以下3のほうをお話をさせていただきまして永平寺かアフィリエイト部門の方とも話をするようにということで、今日いただきましたので本日の御意見いただいております。
0:01:56	よろしくお願いいたします。
0:01:59	はい。としましたら私関西電力原子力事業本部安全管理グループのタモンでございます。そうしましたらただいまより資料のほう用いましてですね、御説明させていただきたいと思っておりますし、資料のほうをまず1枚はぐっていただいて右肩1ページをご覧ください。
0:02:19	今回の御説明に至る経緯でございますが、先ほどフジイの方からも申し上げました昨年2月にですね、大飯3号機のオーダー以下安全性向上評価のところこれ一覧の方に係る見えたんで、合理化についてまた別途御提案したいということをお願いさせていただいたということ。
0:02:38	それからですねそのあとですが、2000の2021年の1月の1日、こちらがこの日にですね原子力規制委員会の所管する法令に関わる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則、こちらの離隔施行規則とちょっと言わせていただきますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	こちらの例が施行されたことによりまして、規制委員会の所管する法令に定める手続きについて、電子手続きが可能になっているというふうに我々認識しております。
0:03:10	このためですね、当社といたしましては、このせんとこの施行を踏まえまして、安全向上評価届け出書をといったとこいった人エコー内部でですね、手続きの申請とか届け出、
0:03:26	こちらのほうでちょっと活用想定一つ具体的な機能としましてはですね、今年の8月ごろに届け出を予定しております。4号機の第2回に安全性向上評価の届け出書をこちらのほうで電子手続き、大津留活用させていただきたいなと。
0:03:44	いうふうに考えております。また一方ですね、今後の話になりますけれども、充てて向上評価の届け出以外の申請とか届け出といったものにつきましても準備が整ったものから準じ活用するということを想定しております。
0:03:59	これらのことからですね、電子手続きの具体化を進めるにあたって、今年の4月の27日になりますが、規制庁の総務課さんのほうにですね、施行規則に基づくより具体的な手続きでにつきまして面談により確認させていただきました。
0:04:17	これ結果については詳細はですね、こちら今お手元にございます資料の参考資料として検討しておりますけれども、大分としまして、その1ページにございます。経過で結局、
0:04:32	ですから、疼痛につきましてはこれ申請届け出は総務省ちゃんと包含されるシステムである飯田はですね、川メールによる方法を想定されているということで、日国は施行規則で定める弁署名を用いた方法構造とそれから識別符号し、
0:04:50	端側な方法。
0:04:52	につきましては別途規制庁さんが指定する法令等によるということで、AC桑原理事申請した場合はそれが製本になりますので、改めて書類提出などを必要としない方針であるということ。
0:05:07	それからReport策でございますが、ポツにございます株による方法についてはですね現在その他の方でもし再検討中ということに気づきまして、資金の届け出についてはメールに広報を推奨するということをおっしゃっていただきました。ということでございまして、最後のdポツにございます通り、
0:05:27	市来委員で独自をする場合は、メール方法推奨されているということからですね、今回その具体的方法について、これ以降ですね令和を提案させていただいて活用可能かどうかといった点を活用させていただきたいというふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	続いて 2 ページ目をご覧ください。
0:05:51	滑りによるね。先ほど申し上げました予防期の第 2 回の安全性向上評価届け出書に係ります具体的な伝承機の方法を、のご提案でございます。
0:06:01	具体的な工法としましては四角い枠のほうに示します通り、まず 1 ポツとして、法令に基づく原子炉系になりますので、施行規則の第 4 条の第 2 項第 1 号に基づく方法と
0:06:16	それでこれは 2a 注釈書いておりますけれども、協議できる情報にですね電子証明
0:06:23	を行いまして、その電子証明に係る電子証明書それとあわせて送信する方法というふうに定められておりますので、これページ証明を行って、メールによる送信するというのが 1 点目で 2 点目としまして、実際の方針に当たりましては、
0:06:43	ご存知かどうかの読書自体非常に容量が大きいので、非常に送るということができませんので、合理については当社が使用しております。1 回個人当たり 100 メガワットまでのデータ更新できますかとかサービスといった仕組みというものを利用させていただきたいということで、
0:07:02	それからパンツ件目といたしまして、安全性向上評価書を自体は、先ほど申し上げましたように大容量でして 300 から 7 時前ぐらいの容量がありますので、非公開情報ほとんどその参考情報をメール送信をするということにつきましてはセキュリティ上のリスク。
0:07:21	例えば走時といったところところなんです、こちらはちょっと回避する観点からですね、どこか取り組みについては分割してメールを送信させていただいて、人は DVD 等により掲出するということをお電話したいと思っております。
0:07:40	で、文字だけではわかりにくいと思いますので、3 ページ目にちょっとイメージを示しておりますので 3 ページ目をご覧ください。
0:07:50	3 ページの上、こちらのほうもですね、上段のほうにありますが、これは届け出書のうち公開部分となるところを表しております、その社長名現象である表紙に
0:08:02	法令に基づくでしょうね。これももちろんつけた上で提示証明書とともにメール送信するということを表したものでございます。メール送信印の部分につきましては先ほど御説明しました変えるところはサービスを利用して、スケート 100 メガ場合とまでを一区切りとして複数回と。
0:08:21	例えばですが 300 名ガイドぐらいの容量がございましたら、3 回程度、3 回か 4 回ぐらいあると思いますが、分割して送信するということを想定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ただ変えるところ最初のファイル保存期間期限アジア撤廃で戦って保存ファイルの子供基金がございまして、
0:08:39	送信した日の翌日から7日間という制限がありますので、7日以内に時せ予定のファイルを場所にダウンロードしていただくと言う必要がございます。あと、一方ですね課題につきましては非公開部分にある参考資料を2E地域の部分で、先ほど2ページ目で御説明した。
0:08:59	しました通り、この部分については、メール送信による誤送信がこういったリスクを回避するためにDVDにEL提出ということにしたいなということを表しております。
0:09:13	以上でございます。続いて4ページ目をご覧ください。
0:09:20	ページ目はですね確認1事故をいたしまして、これまでの御説明のほうを踏まえさせて踏まえて確認させていただきたいというのも記載しております。
0:09:31	まず1点目でございます。今先ほどの23ページ目で御説明させていただきました施行規則に基づいて支出届け出の方法を提案させていただきましたが、このような形でですね活用しても差し支えないかという点がまず1点目でございます。
0:09:47	次に2点目といたしまして、と言ってみれば、差し支えないとしていただいた場合、さらにちょっと追加で2.計画させていただきたいということで、1点目のポツでございます。届け出の日時についての定義でございます。
0:10:04	届け出の徹底、20につきましては総務課さんの面談の結果からですね、市長法令上の定めがあるんですけども、
0:10:14	具体的な表1及び来るかといった具体的な取り扱いについては審査部門さんのほうのですね、確認が必要と認識しております。一応具体的な考え方として、例えば青ですが、防滴部位は正式な届け出書図書届け出書といたしまして、
0:10:34	電子証明つきのファイル、こちらをした後、当社からまた電話連絡をさせていただいて、受振印を確認
0:10:44	整理させていただいた日時を規制庁さんへの答弁で2日とするということでしょうかということでございます。また参考資料を収納したDVDにつきましてはメールを送信した後にですね速やかに提出船舶、
0:10:59	ということにしたいと思っております。元弁一時の店員につきまして一定とイメージをですねちょっと5ページ目に示しております。ちょっとまずは5次のページ目をご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:12	先ほどの先ほど御説明しました届け出自身につきましてはですなまずこの図で言いますところの①Eといたしまして事業本部のタンクから赤色高いサービスをもちまして審査部門のご担当それからあと弊社の東京支社、
0:11:30	もうちょっと担当の方に今走行させていただきます。その後、02といたしまして、事業本部の担当者の方から東京支社の方へ電話連絡させていただきます。そのあとパンパンといたしまして、東京支社から審査課の担当の方に政策の担当の方に
0:11:50	させていただいて、メールの受信確認をさせていただきます。
0:11:55	寒いですね、④にて瀬のご担当高の確認をいただいた時刻、これを特定に支出として確定させていただいて、最後⑤で投資者から事業本部の方は社内連絡をしていた
0:12:14	いう流れでいいかわからないと考えております。また被告は広く確認したDVDについては、先ほど申し上げましたが人が来を実施したとそれやっぱり等々して歩いて提出するという流れで鋭意側からということで考えております。
0:12:30	先ほどPCの具体的なイメージは以上でございます。また持って申し上げるのはございませんが、4ページ目にお戻りください。
0:12:40	確認も最後でございます。Bポツ時でございますDBの提出の部分でございますが、DVD注力する方法についてはこちらに記載しております。パターンを考えられると思ってまして。
0:12:57	どちらかがちょっと適切かなという件でございます。まずパターン1といたしましてはあくまで正式な届け出書についてはメールを送信したものをになりますので、DVDに非公開の部分、それから、オウムページの計算より編集したものの。
0:13:16	それを各々1枚ずつに収録しておけるというパターンが一つの理由でございますが、これはこれまでと一緒になんですけれども、メールと同じものをですね公開部分。
0:13:31	アジアフィルタものと同じその崩壊部分のほうにですね、非公開部分を加えたものもこちらを1枚いいにしましては等価クラスとしてホームページの計算用としてもう1枚納めて私というパターンにね。
0:13:49	以上の確認事項でございます。
0:13:52	人いっぱいまして6ページ目につき、ご覧ください。
0:14:01	6ページ、こちら最後になりますけれども、当社蒸気ます今後の届け出予定をお示しております。当資金では大飯の4号機の第2回を8月をいいことは先ほど申し上げました、それ以降ですね。そう高浜34号機の第3回

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:19	それぞれ 10 月と 11 月ごろから大飯の 3 号機の第 2 回、これが来年の 1 月ごろになるかと思えます。ということで 8 月以降ですねあまりおかずにちょっと遅れます推定ことになるんですけども、その点はちょっとよろしく願いたいというふうに思います。
0:14:38	あと不履行の資料につきましては先ほど申し上げた 4 月の 27 日の総務課さんと思っていただいた面談資料 1-3 としてるとつけさせていただいておりますので、ちょっと責任は割愛させていただきます。電子化にどのような説明は以上になります。よろしく願います。
0:14:59	変化点だろう関西電力の藤井です。ちょっと若干だけ補足残念ですけども、5 ページ目の 4 ページ目 5 ページ目で届け出日時のご登壇差し上げておりますけども、届けには
0:15:16	今の合併があるっておりますので、かつことで例を受振連絡を値上げ確認取れたけど届け出Bということ、になってますけども、実際には
0:15:30	電子媒体へブロックエリアも変わるということになると、あまりよくないの。
0:15:38	従来通りについて届け出をさせていただきますというのは段取りをした上で、こういった手続きをすることになりますので、このところは増幅させていただきたい。以上です。
0:15:57	監査委員のこの事業本部の方御説明ありがとうございました。
0:16:02	ええではなく、規制庁のほうから何か質問やコメント等ございましたらよろしく願います。
0:16:12	すいません日ミキヤですけども、
0:16:15	よろしいですか。
0:16:17	はい、願います。
0:16:20	きっと確認させていただきたいのは、参考資料でつけていただいた総務課との面談録
0:16:29	との関係なんですけど、もうちょっと面談に同席をしていなかったの、ここで総務課で書いている。
0:16:38	現実総務課の書いて文章というのは、現時点の検討状況として書かれているんですけども、
0:16:46	どれが不フィックスされた話でどれがペンディングだのかがちょっとわからなくてですね、今回のこのご提案にどう繋がってんのかっていうところをもうちょっと補足いただけたら、要は価格も面談の時点で固まっている話なので、
0:17:03	今回のご提案中には、それはもう
0:17:07	提案として入ってないとかそこら辺の話がちょっとよくわかんないんですけど。
0:17:20	ちょっとざくっとして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	質問かいやすべてちょっと立場でございます。
0:18:03	関西電力の藤井でございます。
0:18:07	どれ延びたということのを御質問だと思うんですけど切りいい業者ですね、あくまで総務課さんのほうで、現時点での検討状況ということですので、
0:18:22	屁理屈かと言われると、おそらく進めてフィックスではなく、現時点での検討状況でしかないかとびっくりしています。実際ピックそれぞれの手続きに係る
0:18:37	取り決め。
0:18:39	それ1点は
0:18:42	本格昨日の時点で規制庁Oの中での機器決めたというかフィックスなのだと思います
0:18:52	実際とBのうちにするとかですね、そういったことも含めて本格運用に向けた検討が今まさに思い分で流れているんだと思っております。
0:19:05	それとなったでしょうか。
0:19:09	わかりました。そうですね。そういう意味で言うと、多分電子申請自体は規制庁でいうところは株の受け付け、電子申請を今後受け付けていくけれども、
0:19:26	今現時点ではまだ外部が整備されているわけではないので、まず安定的な運用をしてメールでこのような受け付けを行うってところが今の流れかなと理解しました。
0:19:42	そういう意味で、ちょっとメールで
0:19:45	今後準備してくうえて具体的な運用というのは多分我々のところだけで決めらんない話もあるんじゃないかなと思って。
0:19:56	総務課なりと確認しながら進めていきたいと思っておりますけれども、例えば総務課のよう5ポツの用紙で書いてある。
0:20:07	識別符号と暗号ふぐを用いた方法って話が今回のご提案にも書いてありますけれども、これが原子炉原子力規制庁のステイする方向にあることを想定となっておりますが、これ総務課の面談を踏まえて、
0:20:22	今回の
0:20:26	話の中では2ページ目の1ポツで、それを書きいただいておりますよね。
0:20:35	以上です。
0:20:37	ここはもう具体的には、御社としては電照明というのものもあるから、
0:20:43	その電子メールにつけて送信できる。
0:20:47	ところまではもう整備されてるってことなんですかね。はい、その御理解で結構です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:53	いや、本人も農連社名を用いた方法等と識別部が底を用いた方法、これは2種類書いてあるんですけどもそうそう施行規則のほうにメールによる方法等後システムに登録をする方法とその二つが書いてございまして、
0:21:10	レジ照明を用いた方法についてはちゅ意識の会社が会社としての取得した電子署名とそれとその証明書があればですね、それを用いてそれをppt触れたPDFになると思うんですが、
0:21:29	あとPDF現職仰いで届けているということですね、その方法についてはメールを用いた方法ということもこれはもう非常にわかりやすいのでもこれは一応方法としては、作業できるというふうにその方との面談でも、
0:21:47	そこは聞いております。ただ識別符号と感触を用いた方法については医学部のほうを用いて届け出をするときに、コマース別事案消防こちらをですねどのように付与するとかですね、言ったところはまだ決まっていない。
0:22:03	いいということもありまして今EW
0:22:06	意図は今はまだ長期的踏査のほうが使える状態にはなっていないので、その辺りはまだ今後の話になるということなので、一応今のこの法令に基づいて使えるとはちょっとメールしかないですねというような話でございました。
0:22:22	はい。ということで面談録では後者の
0:22:27	市ですけども、ご提案の広報は前者のほうで今ご提案いただいているとそういう理解でよろしいですかね。
0:22:35	あとですねそれからエレベーターの営業部の方のシステムを整えましたら、一つの建物の方になるんでしょうか使えますよというような状態があればですね、そちらのほうに切り換えさせていただくということも今後の話かなと考えております。
0:22:54	わかりました。
0:22:58	そうですね。わかりましたという、
0:23:02	ほう。
0:23:05	2ページ目で言うと2ポツのところはもうこれは物理的に100メガ以上同ファイルは送れないので、物理的にも分割するしか方法はないということですね。
0:23:17	はいその通りリスク。
0:23:20	三つ目のところの非公開部分はメールの送信学校も多分特重の情報なども入ってくるかと思しますので。
0:23:28	なかなかメールの送信というのは、私どもも受診は難しいかと思しますので、何らか別の方法をということですが今のところ考えられるものはDVDの提出しかないっていうことでよろしいですか。はい、そうですね、我々もその考えてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:47	はい。
0:23:50	それ、
0:23:58	もう一つの5ページ目にポンチ絵を書き添えておられますけれども、
0:24:05	参考資料の扱いなんですけれどもDVDの方の扱いですね。
0:24:11	これは
0:24:13	届け出のいつも本部には含まれないというのは理解しているんですけれども、
0:24:21	今ちょっと私ども、
0:24:24	九州電力経由でお伝えしてますのが、先日、川内の1号の届け出を受理しましたけれども、参考資料についても同時に一応公開する形で、
0:24:38	進めております。
0:24:41	要は非公開条項が参考資料のほうには含まれておりますけれども、そのマスキングも同時に提出いただきますマスキングしたバージョンですね。
0:24:52	ですので、
0:24:54	一方、これまでの運用はそこを
0:24:57	少し曖昧なところがあったかもしれませんが、
0:25:00	一応この本体の届け出書等を参考資料というのは同時に準備をして同時にホームページで受理したことを
0:25:09	公表していく形に
0:25:12	しているんですけれども、そういった観点で、DVDもう速やかに提出予定はなく、これも同時に、
0:25:22	10にすることは、
0:25:24	できませんか。
0:25:27	とですねもう参考情報を同時ということとなりますと、長期TBに公開ということになると、加速度項も含めて正式書類というふうに考えましたら、
0:25:44	所もあくまで今白金されたものと思っておりますので、結構マッピングD破碎できればですね一応メールの方に持って送信することは可能な。
0:25:59	従ってまして、ちょっと容量が大きくなるので、メール送信の解消増えると思いますけれども、当月分版をそろえてメールで送信させていただいて、
0:26:12	点け訓令されていないもの。
0:26:17	については、DVDでお届けすることになるのかなあとちょっと思ってるんですけど、明示しませんと、そういう意味ではその前の4ページ目ですかね。
0:26:29	この4ページ目のパターン1ともこの両方にホームページ掲載しようというのがこれ具体的にということ指すかっていうと、今おっしゃったような参考資料のマスキング版もこの掲載用中に入っているとそういう理解でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:44	そうなりますね。はい。なるほどなるほど微量でマスクングがないバージョンについては別途DBでと、そういう形になるわけですね。そうすね。なるほど。
0:26:57	とりあえずわかりました。はい、はい。
0:27:02	そういう意味ではちょっとホームページ掲載よって具体的にどんなものが確認しておきたいんですけれども、
0:27:10	今おっしゃった以外のもので、具体的にはどういうものですか。ホームページ掲載をです鉄塔と筒の絵と、
0:27:20	なぜ掌握多分規制庁さんのホームページの関係でもの容量の関係でしょうかね一つのファイルあたりが多分 30 名がいなくてかかってというような制約があったと思うんです。はい。本BCを系対応っていうのは安全性向上評価書全体のファイルをです鉄塔、30 名が場合と、
0:27:38	くらいで出て区切って、
0:27:44	区切って参つ幾つかの廃炉にしたものをTDIたものになりますので、イケアで※がお怒り車とのでばそのままの本ページの方にアップしていただければそのようにな形に一応確保したものをページの降下用というふうな保険形態をとって、
0:28:06	はい、わかりました。
0:28:09	はい、とりあえず私確認したい点以上です。はい。
0:28:17	会議室の方から何か質問、確認したい点ございますか。
0:28:31	はい。
0:28:32	すいませんと原子力規制庁の佐藤ですけれども、ちょっとえつと、
0:28:40	確認したいんですけど、これ総務課と面談したときに、
0:28:45	もう電子申請していいですよって一言でも言われてますか。
0:28:52	電子申請の方は可能というのかなとか、もうすでに法令施行されておりますので可能というふうに入れます。
0:29:04	規制庁の佐藤ですけど私が総務課に確認した限りでは総務課としては、まだ規制庁として電子申請こうやりますっていうのを一言もどこにも言っていないので、
0:29:16	当然関係規定は省庁横並びで整備をしたものを
0:29:20	当然正規定だけ整備したってシステムは整えなければ電子申請の受け付け業務ができないので、
0:29:28	私が総務鍵下に確認した限りではまだその体制なりシステムを作っていませんので、電子申請はまだ、規制庁として受けスケートことができませんっていうのがその他のスタンスで、一方で、この中であったりとか各種事情を考慮したときに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:46	メールでちょっと申請したいんですけどっていう事業者のその要望を断るのもなかなか難しいかなっていう話C。総務課としてるんですけど、何か総務課との面談では総務課側の回答として、いやもう規制庁として電子申請受け付けは可能ですよっていう回答。
0:30:06	があったわけではないってことですか。
0:30:11	かったるい電力の藤井でございます。ちょっとおっぱいの仕方がまずかったのかもしれないけども、今結構申しましたように非静マネージ大きかった、処理自体は可能な状況に法令上はなっているけれども、
0:30:27	実際に使ってですね、処理結果では審査部門の担当、67 含めてですけども相談する必要がありますねという話が入っておりますので、20、
0:30:43	いや覆うだと思っておりますので、その具体的なその応答対応に来ての面談が本日という認識でございます。
0:30:55	規制庁の佐藤ですけど、ちょっとそれは回答は理解したんですけど、認識がちょっと総務課の伝え方があまりよくなかったのかもしれないと思うんですか。
0:31:08	当然規制庁として電子
0:31:12	申請なり電子手続きを開始するときって、各審査部門が個別に決めるんじゃないかと、規制庁としてこの規程は今回の規制委員会規則だと多分電子署名を使った方法と
0:31:27	識別を使った方法、公社の識別を使った方法というのは具体的にいうとEW上での登録等、個別IDを使った申請ということになるんですけど、この電子署名を使った方法っていうのも手順や電子署名と電子証明書を送って、
0:31:44	くださいということが書いてはあるんですけど、じゃあ具体的にどうやって、それを送ってもらって、規制庁としてはどうやって、それを受け取って、かつ電子署名の正当性を確認するかっていうような具体的なやり方っていうのは、
0:32:00	使ってももちろん総務課全くまだ考えられていない状況なんですね。
0:32:06	総務課は、実用炉審査部門にちょっと相談してくださいって言ったとおっしゃってるんですけどだとしたらそれは非常によくわからなくて、まずそれを考えるべきなのがうちの筆頭うちの規制庁の
0:32:20	舵取り役である官房なり総務課であるべきでそこで整理された全体の方針をもとに各審査部門で電子手続きをこうやって行ってくださいっていうことを
0:32:31	規制庁ないし例が出た段階で初めて各担当事業者に対してここはこういうふう電子申請をやってくださいねっていう通達が出ると思う通達なり通知が出ると思うんですよ。
0:32:44	我々としては一切その他なり官房からそういう話を聞いていない状況なので、結論から言うと、電子申請は現状受け付けられません。我々としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	なぜなら規制庁内で電子申請の具体的な受け付けに関する通知も何も出ていないので、
0:33:02	システムも整っているとは思ってません。
0:33:06	ので電子申請受け付けられないんですが、まだこれがまず一つの結論ですよ ね。
0:33:12	いわゆる規定上で、
0:33:14	定めている電子申請なるものを
0:33:17	規制庁として今受け付けられる条件がないというのは我々の認識。
0:33:21	正しい
0:33:23	昨年経団連から政府に対しても要望が出たりしましたけど、こういう考慮中 という状況もあったり今業務の効率化、政府の方も進めてますけど、そういう 状況を考慮したときに、これら半分我々としてもやむを得ないから目をつぶっ IIの過渡期なのでやむを得ないところはあるんですけど。
0:33:42	メールで申請したいっていうような事業者の要望、事業者なり財界の要望に対 して、
0:33:48	そこは柔軟に対応しましょうっていうのは一つとり得る手段なので、それは 我々も総務課にそういう対応を
0:33:54	今、事業者からこういう要望末端で暫定的にとってもいいですかっていう確認 をすることはできますけど、正式に電子申請を受け付けるっていうのは、
0:34:04	正直我々だけで判断できる話でさっきミキヤさんからもありましたけどないので、 それは規制庁全体として電子手続きをこういうふうに規定に則ってこういう ふうに具体的にはやりますっていうことが決まって、それが各課に周知をされ て各課から担当事業者に周知をされた中で初めて始まるものだというふうに 認識をしているので、
0:34:26	繰り返しますけど、
0:34:27	正式な電子申請電子手続きというのは我々としては現状、
0:34:32	受け付けることはできないというふうな認識です。ただしそのメールで今後ちょ っと出したいんですけどっていうのについては、その下に確認した上で、そうい う対応をとっていくかっていうのは
0:34:44	検討の余地はあるかなと思ってます。
0:34:47	下の方から電力の藤井でございます。KK調査の中まとめ方なんのを問う審査 部門間の状況等も今の御説明で全部理解してきました。
0:35:01	投資の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:03	そうとは言えというところでお話しいただいた今そういう意味でえよ全体としての動きとちょっとにはなっていないけども、やってみれば構わないかというところの
0:35:21	確認ですね、その点については、これをこの後、今のまま進める場合には消火系ということになりますけども、ここはやっていただければ我々としてはありがたいというところで結果がまず
0:35:40	規制庁の佐藤ですわかりましたじゃその年始申請平気な電子申請はともかくとして、等を業務の効率化なりの観点から、
0:35:50	FSARの届け出これちなみに今考えてるのはFSARだけですか、関電さんとしては、
0:35:57	桁銀のものとしては届け出書だけですけども、
0:36:05	なんです。
0:36:07	フローはですね、うまくいけば、それ以外にも展開することもあるかなとは思っておったんですけども、今のお話ですと系統全体として届けに限らず、今、それから現基本ということになっていないということですので、
0:36:24	これは安全性向上届け出書について、ということを考えるということになるかと思えます。
0:36:33	わかりました。対応規程上正式な電子申請じゃなくてあくまでその柔軟な対応として、メールでのその提出っていうのが対応可能なのかどうかっていうのはこちらもちよつと総務課に確認をしてみようと思えます。
0:36:50	ありがとうございます。
0:36:52	本年まあね工場届け出等に関して言えばですね、さっき月に多いのは4号機、そのあと本年度中にはですね高浜の34号機もそれぞれありますが、
0:37:08	こちらのオープン回の大飯の3号機への対応を踏まえてまたですね、ご相談させていただきますとありがたいなと思っております。
0:37:19	規制庁の佐藤です。わかりました。
0:37:29	はい、会議室からはもう会議室からは以上なんですけれども、ツカベさん、ご意見、コメント等ございますか。
0:37:39	規制庁ツカベですけど。はい、やはり電子せつかく大川県下では判断できないので、
0:37:46	ペーパー本来であれば、今日の面談とかもなんぼ損かとかもあわせて出席して議論すれば、早かったのかなあと応募を言います。
0:37:57	あと、ちょっと何点か確認なんですけど、御説明のあった電子申請っていうのを説明の中では頭書きだっけ。
0:38:06	電子署名される。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	というふう聞こえたんですけど。
0:38:11	そういう御説明でよろしいですか。
0:38:15	はい、御意味につきましては従来の社長印を押して社長の代わりになるものになりますので、最初のほうの社長名文書のところに、全承認をするという意味で、
0:38:30	その前に今回の場合届け出ですけどと連携原本に対する
0:38:38	全照明っていうのが電子申請上求められてないのかどうかというのはちょっと若干気になったのだと思って今回は、
0:38:49	直接該当しないのかもしれませんが、電子申請にあたって、どこに提出するか、今回の場合メールということですけど、宛先が担当でいいのかっていうのも、本来であれば、指定されたところに提出するような性質ではないかなと思うので、その辺は若干気になりました。
0:39:12	すみません点目をもう一度教えていただけますでしょうか。件目はその他のこの傾斜の本文のほうについて、
0:39:21	電子署名されていないものも、
0:39:24	電子申請の方の内容として認められるのかという。
0:39:30	要するに、すべてのページで証明が要るのではないかということでしょうか。
0:39:36	はい、ちょっと扱いがその分割した場合の扱いがわからなかったというのが一つです。
0:39:53	それでその点についてはちょっとまだ何も答えがなくて一番今後の調整が決める問題になってくるかなというふうに思っています。
0:40:05	はい。あと実務的なところで、実際出されるときは、
0:40:10	今回の場合は担当になると思いますけど、どこに出しますというのは、
0:40:14	常に
0:40:16	調整させていただきます。
0:40:18	できればと思いますのですね2点目についてはおっしゃる通りでして、今もうメールなのでちょっともし先ほどの話ではないですが総務課さんのほうで各例えば審査も3であればCOCO受け付けのメールにしてくださいとか、そういう保守性があればそこにとっておりますし、
0:40:35	今回であればはそういうところがないと思いますので、ご担当の方に送らせていただくという形になるかなと思って認識します。
0:40:44	はい、わかりました。私からは以上です。
0:40:51	はい、えっと他に当関西電力の方から何かございますでしょうか。すみませんミキヤですけれども、ごめんなさい、ちょっと今のお話伺ってソースとですね今日御提案いただいたこの紙で基本的には電子申請をやります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	ということでのお話になってるんですが、
0:41:15	関西電力さんとしては、ここどうでしょうかこの電子申請清掃総務課の面談も踏まえると、まだそこまでは言う呼べないということであればそこは、
0:41:25	この紙はつくり直しをされますか。
0:41:31	空き家の特につくり足を考えておりませんで一応当社からの提案ということ等にはなるんですが預4枚目で確認事項でちょっと差し支えないかというふうなこともちょっとお聞きさせていただいております、先ほどのお答えではまだ規制庁内での準備等々がですね。ええと。
0:41:53	ここもてないということもありまして正式な電飾方法としてはだめですねというのがお答え名のお答えになるのかなというふうに認識せます。
0:42:05	うん。2ページ目のほうで性も電子申請に施行規則の
0:42:12	4条2項1号に基づいて、
0:42:16	やはりするっていうことから辺は、
0:42:19	こういことよろしいですかね。ここの部分はですね具体的な方法として、当社のほうからこのような方法ではいかがかということでご提案させていただいた部分になりますので、
0:42:32	そこは今後等、規制庁長官がどのようにちょっと受け取っていただけるかということも含めまして、町の方は女性になるかなと考えてます。関西電力の藤井です。
0:42:48	ちょっと繰り返してもありますけど、あくまで経営案ということで、4ページ目で差し支えないかですけれどもこれについては、法令に基づいては現状は難しいけどもってというのが一つのお答えがあった上で、柔軟な対応として提案、
0:43:06	の方法を使って受け取る分にはいいかということについては、審査部さんのほうから、その中に核にいただけるということですので、資料自体はこのままでいいのかなと思っておりますけども、
0:43:22	そう。
0:43:24	わかりました。はい、このままでよろしいですか。
0:43:29	すみません最後になる点よろしいでしょうか。
0:43:33	過去のタモンでございます。
0:43:35	はい、どうぞ。
0:43:37	そうですねもし総務課さんのほうにですねほ正式に法令に基づいた形ではないけれどもということを確認いただいた結果として例えばあのメールで送信オーケーとなった場合ですねその場合は
0:43:52	その法令に準じた形で電子証明を付した形で行わせてもらう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	たほうがよろしいのかじゃいうことになるのかそれからちょっと全照明ではなくって通常の社長印をしたものでは、それは別途いるということになるのかといった、
0:44:11	ちょっとどちらの方向になりそうな感じでしょうか。
0:44:16	はい。
0:44:17	規制庁の佐藤です。そこも含めて、当然総務課には確認をしますようはあくまでその対応ベースでね、メールで送っていった場合においても、なるべく規定はもうでき上がっているの、なるべく規定に準じた形でやってくれっていうことであれば、
0:44:34	電子署名も電子証明書も必要ですし、今、うちとしては公印をなるべくポイントが押印をなくすっていうことにしているので、多分社長印を別途してくれっていうことにはならない気はしていますか。電子署名はやってくれっていう。
0:44:50	本当になる可能性はあると思っているので、そこも含めて確認をします。これについては今回この安全性向上評価書ではいつも社長印押し出しているんですけど、他の申請では割愛している部分もありますので、
0:45:06	もう少し可能ならからの割愛させていただく方向で考えてもいいかなと思っています。
0:45:14	社長の方で、
0:45:18	はい、承知しました。その点も不存パートの話がいいの中で規制庁側でも検討していこうと思っています。
0:45:27	はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
0:45:31	はい、Webの参加も含めて何かほかにございませんでしょうか。
0:45:37	そうです。
0:45:40	関連の方からも、もう大丈夫でしょうか。
0:45:43	すみません、もう確認していただいた結果というのはまたどのような形でお伝えいただけますでしょうか。
0:45:52	確認した結果についてはすいません規制庁ミヤジマです。確認した結果については後程また面談をセットしてその場でお伝えするという形になるかと思えます。
0:46:04	承知いたしました。
0:46:08	はい。れば、これ以上ないようでしたら面談をこれにて終了とさせていただきたいと思えます。本日はありがとうございました。
0:46:18	ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。